

# 中核市移行に向けた支援を求める要望

令和元年 5 月  
全国施行時特例市市長会

## 中核市移行に向けた支援を求める要望

施行時特例市各市は、これまで住民に最も身近な基礎自治体として、また、地域の中心的都市として、その役割を担ってきた。平成27年4月の改正地方自治法施行を受け、施行時特例市各市は、中核市への移行に関する検討や取組を進めている。

このような検討、取組を進める中で、多くの市にとって中核市への移譲事務に係る人的・財政的な負担や移行による府県及び周辺市町村との関係の変化等が大きな課題となっている。

そこで、中核市へ移行できる各市が、躊躇することなく、中核市移行を選択し、移譲される多くの権限を最大限に活用できるよう、また、都市の自主性、自立性を高め、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供できるよう、次の7点について要望する。

### 1 中核市への移行に関する府県からの安定的な支援に資する制度の構築を検討すること

中核市への移行に関する府県の協力については、明確な規定がないため、移行検討開始から事務移譲協議を経て、移行前後の人的及び財政的支援、また府県単独事業の継続可否に至るまで、府県によって対応が異なり、各市の中核市移行の検討に少なからぬ影響を与えている。

については、中核市移行に対する府県の協力について明文化するとともに、府県によって対応に不均衡が生じることのないよう、府県による中核市移行への支援に関して統一的かつ安定的な制度の構築を検討すること。

### 2 標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額確保と安定的な税財源の移譲等の財政支援を講ずること

平成27年4月の改正地方自治法施行により、中核市の指定要件が緩和されたことで、施行時特例市各市にとっては、より自主的・自立的な行政運営を目指すことのできる体制が整ったところである。

しかしながら、中核市への移行に関しては、保健所設置に伴う施設整備費や移行前の研修派遣、準備作業に係る新たな職員採用に伴う人件費負担の増加、各種業務システムの整備など、複数年度にわたり多額の経費負担が生じ、更に従来の中核市（人口30万以上の都市）と人口20万以上の都市では、普通交付税の算定基礎となる人口規模や事業所税の課税権といった税財源の違いがある。地方交付税の総額については、国の財政健全化や、国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減または調整は行わず、地方財政計画において今後増加することが想定される中核市などの都市自治体の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保するとともに、税財源等の移譲も含めた財政支援を講ずること。

### 3 普通交付税不交付団体である自治体においても躊躇なく中核市へ移行できるよう支援策を検討すること

中核市へ移行した際には、基準財政需要額が増えることにより、普通交付税交付団体の場合は、普通交付税が措置される一方、不交付団体の場合は、普通交付税が交付されない。このため、中核市の人口要件を満たしている自治体の中で、比較的財政力指数が高い自治体において、財源確保が最大の課題となっており、移行を躊躇せざるを得ない状態となっている。

こうした状態の解決に向け、普通交付税不交付団体である自治体においても、躊躇なく中核市へ移行できるよう財政面での支援策を検討すること。

### 4 保健所の所管区域の見直しに関して問題の解決に取り組むこと

中核市に移行し保健所を設置する市の増加に伴い、保健所所管区域が不規則になるエリア、いわゆる「飛び地」や「虫食い」の問題が発生している。現在、中核市移行の検討や準備を進めている市においても、当該市を含む複数の市町村を所管区域として設定されているケースが多く、中核市移行に伴う保健所設置に関して、同様の問題が全国で発生し、保健衛生行政の効率的な運営に支障が生ずることが懸念される。

「飛び地」や「虫食い」の問題に伴う保健所所管区域の見直しは、中核市への移行を目指す市単独では解決できないことから、府県及び関係市町村が所管区域の見直しに関する課題を共有できる仕組みを整備するとともに、保健衛生行政全般における課題として、その解決に向けて対策を講ずること。

また、こうした問題の解決策として、共同設置や事務委託など広域連携の制度があるが、当該自治体間で活用しやすい制度への改正や支援策を講ずること。

### 5 専門職の確保について対策を講ずること

保健所等の設置に際し必要となる医師・獣医師・薬剤師などの専門職について、全国的にその確保が困難な状況である。とりわけ公衆衛生を担当する医師の不足は顕著であり大きな課題となっている。中核市に移行しようとする各市が円滑に保健所を設置し、保健衛生業務を支障なく運営できるよう、保健所長の資格要件を満たす医師の確保、養成等のための対策を講ずること。

### 6 三大都市圏における基礎自治体間の広域連携に対する新たな支援制度を創設すること

基礎自治体間の連携について、主に地方圏を対象とした連携中枢都市圏の制度が創設され、地方圏を中心に取組が推進されているが、三大都市圏における連携も本来は並行して議論されるべきである中、それが実現されていない。

三大都市圏における高齢者人口の伸び率は、その他の地域を大きく上回り、高齢化への対応や社会資本老朽化への対応等は切実な課題となっている。

このような課題の解決に向け、三大都市圏内の都市が近隣市町村と更に連携して取組を進めることができるよう、新たな支援制度を創設すること。

**7 中核市の児童相談所設置について関係団体と十分な協議を行うこと。また、現行の選択制を継続し、児童相談所設置の環境整備に最優先に取り組むこと。**

施行時特例市各市が具体的な目標時期を定めて中核市移行に向けた取組を進めている現状において、専門職の確保及び育成、施設整備、財政影響等解決すべき多くの課題を抱える児童相談所の中核市への必置化は、中核市移行の取組を再検討する必要があるほど影響の大きい問題である。よって、児童相談所設置自治体の拡大の検討に当たっては、全国施行時特例市市長会を含む関係団体の理解と納得が得られるよう十分な協議を行うこと。

中核市への児童相談所設置については、人口規模に3倍近い差が生ずることとなる中核市を一律に論ずることなく、今後の予定も含めた中核市の指定状況、児童相談所や一時保護所の設置状況等、それぞれの地域性や都道府県との関係を踏まえ、現行法を選択制の下で、児童相談所設置にあたり現在課題となっている事項の解決を優先し、設置希望する市が円滑に設置、運営できる環境を整えること。

令和元年5月31日

全国施行時特例市市長会